

針が基準財政需要額の八割を超える部分については認められないことになつてゐる実情に鑑み、過大見積となることのないよう特に注意する必要があると思料せられる。要するに、堅実な財政計画の下に新建設事業の計画を建てるようにせられたい。

なお、新町全域を都市計画区域とすることは、建設省の方針が、中心市街地並びに将来市街化が予想される区域に限り、定められることとなつてゐるので、見通し困難の状況にあるので、念のため申添える。

(成瀬村役場「町村合併関係書類」(昭和二十九年)伊勢原市役所蔵)

三五 中郡伊勢原町建設計画

(表紙)

伊勢原町建設計画

一 新町建設計画

区 分	建 設 計 画
一 新町名	一 伊勢原町
1 関係町村名	1 伊勢原町、大山町、高部屋村、比々多村、成瀬村、大田村
2 合併の形式	2 合体合併
3 合併の時期	3 昭和二十九年十二月一日

<p>二 合併の目的及び将来の構想</p>	<p>二 新伊勢原町は、現伊勢原町を圍繞する経済、文化、交通の類似し、人情風俗の共通した近接町村の文化的農村建設を図る目的をもつて合併し、逐次道路、灌漑排水路の整備等農村の振興を計ると共に、観光資源の開発、中心部の都市計画事業の施行、住宅地としての開発並びに商業の振興を計ることを目的とする。</p>
<p>三 町村役場支所又は出張所の統合整備に関する事項</p> <p>1 役場の位置</p> <p>2 役場建物の増改築の方針</p> <p>3 支所出張所の位置及び庁舎</p>	<p>1 左の位置に置く 伊勢原町伊勢原三二七番地</p> <p>2 役場は現伊勢原町役場庁舎をあて、早急に適当な地を選定して新築するものとす。 当分の間次の位置に各出張所を置く イ 大山出張所 大山町大山三〇番地 高部屋出張所 高部屋村上粕屋一五番地 比々多出張所 比々多村神戸三二番地 成瀬出張所 成瀬村高森一五番地 大田出張所 大田村下谷一四七〇</p>

<p>四 小学校、中学校 その他教育施設の 統合整備に関する 事項</p> <p>1 小学校の設置</p>	<p>6 その他</p> <p>5 その他庁舎の 転用方針等</p> <p>4 出張所で行う 事務</p>
<p>1イ 当分の間従来通り次の位置に設置する。</p> <p>伊勢原小学校 地 大山小学校 高部屋小学校 番地</p> <p>伊勢原町伊勢原二七番地 大山町大山三〇九番地 高部屋村西富岡一〇番地</p>	<p>番地ノ一</p> <p>ロ 各出張所の庁舎は現町村役場庁舎を充てる。</p> <p>ハ 将来は各出張所を逐次本庁に吸収する。</p> <p>4イ 戸籍及住民登録に関する事務</p> <p>ロ 配給の事務</p> <p>5イ 将来出張所の廃止により不用となる出張所の庁舎は公民館又は図書館等に転用する。</p> <p>6イ 出張所の区域は当分の間旧町村の区域とするも、尚住民の意志を尊重して定める。</p>
<p>5 中学校校舎の 転用方針</p> <p>6 中学校の学区</p> <p>7 公民館の統合 整備に関する事項</p>	<p>2 小学校校舎の 改築方針</p> <p>3 小学校の学区</p> <p>4 中学校の設置</p>
<p>5イ 統合設置により不用になる現校舎はこれをその区域の小学校又は公民館、図書館、保育所等に転用する。</p> <p>6イ 当分の間従来通りとする。</p> <p>7イ 現在の公民館を地区公民館とし整備拡充を図る。</p> <p>ロ 伊勢原中学校を除く中学校は逐次統合するよう努める。</p> <p>成瀬中学校 成瀬村高森一、五九番地 番地</p>	<p>比々多小学校 比々多村神戸五三番地</p> <p>成瀬小学校 成瀬村高森一、五九番地</p> <p>大田小学校 大田村下谷一、四七番地 ノ一</p> <p>2イ 校舎並に施設の整備拡充を図る。</p> <p>3イ 当分の間従来通りとする。</p> <p>4イ 当分の間従来通り次の位置に設置す</p> <p>伊勢原中学校 伊勢原町伊勢原三番地 大山中学校 大山町大山三〇九番地 比々多中学校 比々多村神戸五三番地 高部屋中学校 高部屋村西富岡一〇三番地</p>

<p>六 病院診療所隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項</p> <p>1 診療所の統合整備に関する事項</p> <p>2 隔離病舎の統合整備に関する事項</p>	<p>五 消防設備の統合整備に関する事項</p> <p>1 消防器具器材の統合整備に関する事項</p> <p>2 消防団の統合整備に関する事項</p>
<p>1イ 従来の診療所はそのまゝ引継ぎ維持すると共に逐次整備拡充を計る。</p> <p>ロ 会計は診療所特別会計として統合する。</p> <p>2イ 隔離病舎の整備を図る。</p>	<p>1イ 各消防機械器具器材は現所在地に常置する。</p> <p>ロ 防火用貯水池の増設を図る。</p> <p>2イ 現在の六ヶ町村の消防団を統合し次のとおり編成すると共に役場本庁に消防本部を置く。</p> <p>第一分団 旧伊勢原町消防団</p> <p>第二分団 旧大山町消防団</p> <p>第三分団 旧高部屋村消防団</p> <p>第四分団 旧比々多村消防団</p> <p>第五分団 旧成瀬村消防団</p> <p>第六分団 旧大田村消防団</p>
<p>八 道路、橋、トンネル、その他の土木施設の整備に関する事項</p> <p>1 道路の整備に関する事項</p>	<p>七 保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項</p> <p>1 保育所の統合整備に関する事項</p> <p>2 公営住宅その他の厚生施設の統合整備に関する事項</p>
<p>1 次の道路を逐次新設並に改良する。</p> <p>イ 日向薬師ノ寒沢線改修工事六〇〇米</p> <p>ロ 上藤野ノ藤野谷戸間改修工事六〇〇米</p> <p>ハ 善波ノ鶴巻線改修一部新設</p> <p>1,000米</p>	<p>3 事項</p> <p>3イ 塵芥処理場その他の衛生施設の統合整備に関する事項</p> <p>3イ 市街地塵芥焼却場を設置する。</p> <p>ロ 市街地糞尿処理施設の整備拡充を図る。</p> <p>1イ 既設保育所の整備を図り、未設置旧町村地域に国の補助を得て新設する。</p> <p>2イ 県営並びに町営住宅を逐次建設する</p>

<p>4 堤防に関する</p>	<p>3 都市計画に関する事項</p>	<p>2 橋の整備に関する事項</p>
<p>4 附屬書を参照されたい。</p>	<p>3 イ 伊勢原都市計画区域を全町に拡大し区画整理を施行する。 ロ 中心部の区画整理を実施する。 ハ 全域の区域決定をまつて都市計画街路網の整備を行う。</p>	<p>2 次の橋梁を逐次整備する。 イ 善波西玉橋 ロ 桜橋 ハ 落合橋 ニ 八丈橋 ホ 枇杷窪橋</p>

<p>3 用排水路に関する事項</p>	<p>2 開田、開畑に関する事項</p>	<p>5 観光事業に関する事項</p>
<p>3 イ 善波川及び栗原川の改修 ロ 屋羽根川及び板戸川の改修</p>	<p>2 次の地区に逐次開田す。 イ 高部屋地区 ロ 次の用排水路を改良する。</p>	<p>5 イ 大山の観光施設の拡充を図る。 ロ 大山、日向薬師を結ぶハイキングコースの整備を図る。 ハ 太田道灌の史跡を整備する。</p>

<p>十二 前号までに掲げるものゝ外、町</p>	<p>十一 基本財産の造成に関する事項</p>	<p>十 水道事業、自動車運送事業その他の公営事業に関する事項 1 水道事業に関する事項 2 自動車運送事業に関する事項 3 公益質屋に関する事項</p>	
		<p>1 高座郡大和町を水源とした県営水道事業を計画現に実施中なるにより、本事業の実施計画区域中の成瀬地区、伊勢原地区に実施する。 2 町内主要道路を整備拡張し、町営バスの運行を計る。</p>	<p>ハ 鈴川支流の改修 ニ 渋田川支流の改修 ホ 下糟屋排水の改修 ヘ 戸張川の改修 ト 昭和用水小稲葉線の改修 チ 平間地区昭和用水路の改修整備 リ 鈴川千石堰等の改修</p>

		<p>3 治山治水に関する事項 4 農業振興に関する事項</p>	<p>村合併の目的を実現するため必要な合併町村の永久利益となるべき施設事業に関する事項 1 河川に関する事項 2 商工振興に関する事項</p>
<p>6 5 農畜産物の共同出荷態勢を整備する。病虫害の共同防除施設を強化する。</p>	<p>3 農業協同組合の指導育成を計る。 4 生活改善を目標として技術、経営、生活と一貫した技術指導を行う。</p>	<p>1 地区内の山林地帯に計画的な造林を奨励したい。 1 農産、畜産の振興を計るため専門技術員を置き、特種特産地帯の育成を計る。 2 有畜農業を奨励し、特に種豚、乳牛の普及を計る。 3 農産、畜産の振興を計るため専門技術員を置き、特種特産地帯の育成を計る。 4 その他については附属書を参照されたい。</p>	<p>1 附属書を参照されたい。 1 商工業者の振興を計ると共に信用組合の設置を促す。 2 青果市場を開設して物産の集散を計る 3 伊勢原都市計画の区画整理を実施し、工場を誘致する。 4 その他については附属書を参照されたい。</p>

第2章 地方行政改革

- 五 伊勢原、平塚間に電車軌道を敷設して平塚市（東海道線を結ぶ）
- 四 郵便の集配区域を町の全地域に統合されたい。
- 三 部落電話の設置に協力されたい。
- 二 電話の通話区域を町の全地域に統合されたい。
- 一 県立伊勢原高等学校に商業、農業の二科を併設されたい。

附屬書

<p>5 その他建設事業に関する事項</p> <p>十三 本年度及び爾後五ヶ年の年度別財政計画</p>	<p>1 部落電話を架設して本庁並びに相互の連絡を便ならしむる。</p> <p>〔注〕 別紙のとおり</p>
<p>十四 その他</p> <p>1 青年団の統合に関する事項</p> <p>2 婦人会の統合に関する事項</p> <p>3 農業協同組合の統合に関する事項</p> <p>4 森林組合の統合に関する事項</p>	<p>1 統合するように努める。</p> <p>2 統合するように努める。</p> <p>3 統合するように努める。</p> <p>4 統合するように努める。</p>

- との交通を確保し、これを大山に延長して沿線客貨の便と、大山の観光開発に協力されたい。
- 六 町営バスの運行の計画に協力されたい。
- 七 町内左記県道の拡幅改修をなし、町民の交通を便ならしむるようされたい。
- 1 県道伊勢原～平塚線の改修をされたい。
- 2 全 伊勢原～二宮線の拡幅改修されたい。
- 3 全 伊勢原～篠原線の拡幅改修をされたい。
- 4 全 厚木～御殿場線の改修と下糟屋地内歌川架橋の場所の変更をされたい。
- 5 全 伊勢原～寒川線の拡幅改修をされたい。
- 6 全 伊勢原～戸塚線の拡幅改修をされたい。
- 7 全 伊勢原～高峰線の拡幅改修をされたい。
- 8 全 大山～金目線の拡幅改修をされたい。
- 9 全 平塚～落合線の拡幅改修をされたい。
- 10 全 伊勢原～大山線の拡幅改修をされたい。
- 11 全 厚木～大山線の拡幅改修をされたい。
- 八 地区内左記河川について改修をし、水害を解消されたい。
- 1 渋田川橋梁（下糟屋地内道灌橋）の改修をされたい。

- 2 鈴川堤防石積工事の改修をされたい。
 - 九 県営住宅の計画的建設に協力されたい。
 - 十 農業協同組合を町村支金庫として活用出来るよう協力された
 - 十一 商工業振興のため信用組合の設置許可をされたい。
 - 十二 区域内観光振興のための施設補助をされたい。
 - 十三 西部用水の工事の促進と区域を拡大されたい。
 - 十四 県立高等学校の学区制の撤廃を願いたい。
- (成瀬村役場「町村合併関係書類」(昭和二十九年) 伊勢原市役所蔵)

[注] 別紙省略。

三三 中郡伊勢原町等関係町村現況表

関係町村現況表

人口増加率 (三ヶ年)	区 別		伊勢原町	大山町	比々多村	高部屋村	成瀬村	大田村	計
	現 在								
	現 在	官 報 公 示							
昭二六年	昭二七年	昭二八年	八、四三人	一、八七五人	四、三七人	四、八六五人	三、九七九人	三、〇九人	二六、五四人
昭二六年	昭二七年	昭二八年	七、七三人	一、八四四人	四、二八四人	四、八六五人	三、九六三人	三、一六人	二五、八六九人
昭二六年	昭二七年	昭二八年	一、九二人	二〇〇人	三、七五人	三、四四人	四、七五人	五、五五人	四、五九八人
昭二六年	昭二七年	昭二八年	一、六五九戸	三、四九戸	六、四六戸	七、四九戸	六、四〇戸	四、六六戸	四、五六四戸
昭二六年	昭二七年	昭二八年	一、四九二戸	三、五四戸	六、七七戸	七、七九戸	六、四七戸	五、〇五戸	四、四七戸
昭二六年	昭二七年	昭二八年	一、四六六戸	三、四九戸	六、八〇戸	四、八七戸	三、五八戸	四、八戸	三、三八戸
昭二六年	昭二七年	昭二八年	八七・九%	一〇〇%	五九・二%	六二・九%	五七・〇%	五八・〇%	七九・二%
昭二六年	昭二七年	昭二八年	一・〇三	一・〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇六	一・〇一
昭二六年	昭二七年	昭二八年	一・〇四	〇・九	一・〇〇	〇・九	一・〇一	一・〇一	一・〇一
昭二六年	昭二七年	昭二八年	一・〇五	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九	一・〇一	一・〇一

第2章 地方行政改革

学校 以上の 中学校	官公署						業態・ 生業の 割合				区域													
	大 学	高 等 学 校	中 学 校	農 林 省 神 奈 川 食 糧 事 務 所 伊 勢 原 出 張 所	農 林 省 神 奈 川 食 糧 事 務 所 伊 勢 原 出 張 所	農 林 省 神 奈 川 食 糧 事 務 所 伊 勢 原 出 張 所	伊 勢 原 電 話 中 継 所	横 浜 地 方 法 務 局 伊 勢 原 出 張 所	伊 勢 原 郵 便 局	伊 勢 原 電 氣 通 信 局	伊 勢 原 警 察 署	業態		南 北	東 西	面 積								
												計	その他				計	その他						
	1							1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	333戸	70戸	255戸	1,336戸	89戸	49戸	2,099戸	3,664戸	9,337戸	2,357戸	4,981戸	4,667戸	
		1						1ヶ所	1ヶ所			16戸	3戸	55戸	18戸	29戸	5戸	2,077戸	2,77戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸
												500戸	30戸	500戸	26戸	66戸	30戸	3,333戸	3,333戸	2,357戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸
												54戸	79戸	50戸	19戸	25戸	38戸	2,077戸	2,077戸	2,357戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸
												43戸	3戸	40戸	20戸	18戸	6戸	2,077戸	2,077戸	2,357戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸
												47戸	69戸	48戸	4戸	1戸	4戸	1,667戸	1,667戸	2,357戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸	4,667戸
												2,555戸	2,59戸	2,557戸	2,557戸	1,443戸	5,99戸	7,333戸	7,333戸	9,337戸	9,337戸	9,337戸	9,337戸	9,337戸

銀行	前年度予算総額	町村税		府県税		国税		企業公営							施設文化			
		一人当	納税額	一人当	納税額	一人当	納税額	その他の企業	電気	自動車	瓦斯	軌道	電車	下水	水道	公民館	博物館	図書館
支店	三、七三、二五円	一、八三〃	一五、二五、八〇〃	五〇〃	四、九三、〇三〃	三、九六三〃	三、四六、六四円											一(併設)
本店	八三三、八四四円	一、四八七〃	二七、七九、〇〇〃	二九〃	五五四、九五四〃	一、一八九〃	二二二、三六六円											一(併設)
	一四、六四、三三円	一、八五五〃	七、七九、九五〃	一六〃	六七九、一〇〃	一、〇一〇〃	四、五三、一七五円											一(併設)
	一六、〇六、五三円	一、二五三〃	六、三六、八〇〃	一七〃	六〇三、二四〃	八五五〃	四、〇三、三〇三円											
	一三、〇三、九三円	二、〇〇〇〃	七、六六、五五〃	一六〃	七九、七七〃	一、二六〃	四、四七、九〇〇円											
	二、五八、八六円	二、三三三〃	七、一六、〇〇〃	一八九〃	六七六、六〃	一、四三三〃	四、五八、六六六円											
	九七、三三、八〇円	一、七三二〃	四七、二〇、二九〃	三〇九〃	八、〇〇、八八〇〃	二、〇〇六〃	五、〇九、六八六円											三(併設)

合併後議員選出予想数

ラジオ聴取戸数	郵便局種数等級別数	電話加入数	電信	
			受 信	発 信
一、四〇戸	特定級	三二	八〇	八〇
二八戸	特定無集配	四	三	二
五〇戸	同上	八	一	一
六七戸	一	一三	一	一
六七戸	一	一三	一	一
七戸	一	七	一	一
三、六三戸	三	三〇〇	八四	八三

合併前後町村税率比較調

税 目	合併後の見込税率	現 在 税 率										
		伊勢原町	大山町	高部屋村	比々多村	成瀬村	大田村	摘要	増△減	増△減	増△減	
町 村 名	有 権 者 数	新 議 員 定 数	新 議 員 定 数 一 人 当 有 権 者 数	新 議 員 選 出 予 想 数	差 引 減							
伊勢原町	四、三八六	二二	一九九	二二	一	定員より二名欠						
大山町	一、〇五三	一〇	一〇五	一〇	一	定員より二名欠						
高部屋村	二、五六〇	一五	一七〇	一五	一	定員より一名欠						
比々多村	二、一五〇	一六	一三四	一六	一							
成瀬村	二、〇七七	一五	一三八	一五	一	定員より一名欠						
大田村	一、六三二	一六	一〇〇	一六	一							
計	一三、八五八	九四	一四七	九四	一							

相澤菊太郎日記

昭和二十年、昭和二十四年

大器出ツ
十五日〔昭和二十年八月〕晴予在家保雄ハ表庭ノ壕拵ヘ中
安氏ハ淵ノ辺ノ造兵廠ヘ花子ハ局ヘ行此日正午天皇陛下ハ

直ニ停戦
和乎成ル

ラジヲヲ通シテ戦曲ノ最后トシテ和平ヲ米英清魯ノ四国ヘ
申込各国トノ回答ニ応シ平和ヲ旨トシ之ニ応シ是以上人類
ヲ失フコトヲ案セラレ戦災ヲ治メントノ聖慮ニ出テタルモ
ノ之ニ対シ鈴木貫太郎総理大臣ノ訓話アリ茲ニ昭和十二年
ヨリ今日迄ノ長年月ニ及ブ戦争ハ一ト先終結シ日本ハ本国
四国九州及小島ヲ維持シ満州国ト朝鮮ノ独立ト云コトニナ

〔成瀬村役場「町村合併関係書類」(昭和二十九年)伊勢原市役所蔵〕

木材引取税	電気ガス税	たばこ消費税	自転車荷重税	固定資産税	町村民税			
					人法	均法	人個	均所
5/100	10/100	10/115	普通自転車 100円 原動機付自転車 200円 リヤカー 100円 "小車 100円 荷積牛馬 800円	1.5/100	7.5/100	1,100.0円	2.7/100	3,000.0円
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	2.3/100	
							0.4/100	
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	2.9/100	
							△0.2/100	
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	3.0/100	
							△0.3/100	
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	3.9/100	
							△1.2/100	
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	3.2/100	
							△0.5/100	
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	4.0/100	
							△1.3/100	
							平均税率	OP ₃ 但書

昭和十二年
七月七日ヨ
リ今日迄約
八ヶ年トマ
支那ニ始マ
リ十六年十
二月大東亞
戦トナル

リ日本ハ沖繩ヲ始め是迄得タル国及島々モ回収サレ多額ノ
資ヲ出シタルモノヲ敵ニ供セルコト斯クナル迄ニ多数ノ人
命ヲ失ヒタルコト実ニ痛惜ニ堪ヘサルモノアリ斯クナラシ
メタル陛下ノ重臣ハ何ヲ以テ答ヘントスルカ内閣八年々交
代スル是ヲ以テ忠臣ト云ヘルカ三千年ノ歴史ヲ当代ニ終ラ
シメントセル場合重臣ハ何ヲ成シ来ツタカ下民ニ重賦ヲ加
ヘツ、協賛ノ任ヲ尽セト御世話ヲコト、シ組織ハ密ニテ動
ケサル様ニテ働ケト云フ形ニ了リタル如シ忠臣皆無ト察ス
飯令今日ノ詔勅ヲ拜スルモ予ハ日本ノ国体ヲ尊重シ七生報
国ヲ期セン 十四日夜阿南惟幾陸相ハ官邸ニ於テ自決 一
死以テ大罪ヲ謝シ奉ル 大君の深き恵にあみし身は言ひ遺
すへき片言もなし ノ遺書アリト 尚本日ハ鈴木首相ヨリ
閣員ニ諮リ吾足ラズ大命茲ニ到レルヲ畏レ老骨今后ノ任ニ
堪ヘスト云ハレ一同々感シ供ニ敬意ヲ表スヘク総辞職ノ署
名ヲ為シ午后三時首相参内辞表捧呈トナレリト之ニ対シ后
継者定マル迄政務ヲ見ヨトノ御詔ヲ拜シ退下ノ上閣員ニ之
ヲ伝ヘ退散セリト本年組閣以来四ヶ月何トシテモ上ニ対シ
申訳無キ次第ナリ

〔注〕欄外に「清魯ハ支那蘇聯ト改ム」とある。

三日〔昭和二十年九月〕曇冷氣此朝六時中安氏ハ廠ヨリ帰
リ又出行ク昨夜米兵ト廠内ニテ会见セリト尚此日十時ニハ
米兵二千人造兵廠跡へ進駐ニ来ル由予在家十時頃表通り門
前ヲ米兵四名小形自動車ニテ北進スルヲ初メテ見タリ休戦
以来軍需品ノ処置ニ付不行平ノ声ニ充滿ス軍馬車輛衣類品
食料品及雜貨等各隊ニ山ト蓄積セルモノ一斉ニ二分取トモ云
ヘキ状況ヲ呈セリ此日吾家モ隣組長ヲ経テ五人分ニ対シ茶
色厚地綿織大巾(マ)ト晒一丈二尺ト石ケン一個ヲ
受タリ吾家ハ花子ガ橋本局ヨリ分配ヲ受ケ保雄ハ女校ヨリ
夫々ノ品ヲ受ケタリ農校ト中学ヨリモ幾分カアルナラン或
家ニテハ楞程沢山ノ品々ヲ取入タル由是ハ直接軍人始メ分
取スルニ因リ一体ニ其悪風ニツレ皆物欲ヲ生シ其行動不良
ノモノ出ツル様子ナリ保雄ハ五時帰宅子小豆選別

八十九日臨時
議會開會中
開期十八日
トシ此費用
十八万円ト
云ナル議案
重ナル議案
選擧法
農地法
一労働組
合法

會中ニテ会期十八日此費用十八万円可決ス然ルニ上記三大
法案容易ニ議了セス漸ク昨日選挙法改正案又下院ノ修正ニ
テ通過セルノミ内閣ノ運命モ見透シツキ現議員モ戰爭責任
者トシテ全辭職カ当然ナリトハ一般ノ与論選挙法改正セバ

女子參政權確定ニテ選舉人ハ今迄ノ倍約四千万人トナラン

我々ハ無駄ニ終ルナラント思フガ如斯風潮トナレリ一方農

地法ノ如キ五町歩以上ノ所有者ナキ様ニシ夫レ以上ハ政府

デ買上ケ自作農者ニ売付ケ耕作サスレバ自然増産スルト云

フ見解ノ下ニ勵行スト云フ我々ハ之ニ反対スルモノナリ他

町村ハ所有ヲ許サス住居地内ニ五町歩以上ノ所有ヲ許サス

ト云フ平等式机上論ニテ政府買上ハ時価ノ半分ニモ不達之

ヲ行ハ、自作農ヲ助育シ大地主ヲ殺スニ至ル不自然法ト云

ヘリ之レモ如斯法ノ出来ル時運トモ云ヘキカ労働組合トシ

テモ大要此類ニ似テ施行后ニ内閣ガ變レバ亦改正必然ナラ

シ我日本帝國モ二千六百年ノ今日米英素^(マ)聯合國ノ下ニ只

日本ノ名称ヲ残ス丈ニテ敗戦ノコト八月十五日陛下ノ詔勅

ニヨリ以来米國ノ軍人日本ヘ進駐シ東京ヘ乗込タル最高司

令官マツカーサー元帥ノ命令下ニ宮中始メ行動スルコトト

ナリ進駐軍ノ費用毎月三億四位ヲ負擔シツ、敗戦補償及其

他無償提供等トナリ新日本達成モ子期シ得サル様思ハル殊

ニ敗戦ニ伴ヒ陛下ノ直系梨本宮殿始^(下)メ是迄三百有余ノ^(マ)戦争

責任者トシテ米國裁判ニ附セラレ昨日山下奉文大将ハ米國

判廷ニテ絞首死刑ト決定セシガ亦一時処刑延期ナレリ昨十

敗戦
日本ノ状況

關取引流行

機元ノ首モ^(相)取調中ナリ尚戦争責任者ハ多数召喚サル、様子

ナリ政府ハ米価ヲ引上ケ一石百五十円ト云ヒ一俵六十円ヲ

公価トスルモ目下關取引ハ一千円以上ニテ一升廿五四余サ

ツマ一貫目十五円以上此頃初荷ノサンマ魚三匹拾円魚菜皆

之ニ準ス人夫自食一人十五円乃至三十円配給米ハ一人一日

二合一勺ニテ此内ヘ豆カ粉カ麦ガ交リタルモノニテ人ヲ頼

ミテ食ヲ与ヘルコト不能買出人来リ金ヲ撒テ行故品ヲ有ス

農家ハ大成金者トナル亦一方諸収入多キ為メ毎戸何千ト云

フ有金者トナレリ此頃巻煙草一本十円トナル由マツチノ小

箱一ケ七錢ニテ配給アリ来客アリテモマツチヲ出サヌ有様

進駐軍人ハ土産用トシテ日本ノ品ヲ想ヒくニ買込居リ亦

煙草其他米國品持參ヲ売ツ、アリ愈互ニ同化スルモノナラ

ン此日保雄ハ六時帰り花子ハ三時本家ヨリ帰りテ原町田ヘ

行八時半帰宅

二十七日「昭和二十年十二月」曇子在家此朝田中幸作来リ

出生男子(命名ヲ願フト)ノコトニ付保雄モ立合三人ニテ考

ヘタリ其内予ハ正一トハト云タルニ幸作氏モ自案ナリシト

云フ故子ハ之レト定メナサイト云ヒ之ニ一同全意シ子カ半

田中幸作出
生児命名

諸物価高

農作物ノ珍
高値

在外資産調
書
マツカーサ
元帥へ報
告
大蔵省令九
十五号ニヨ
ル

紙へ命名田中正一ト大書シテ渡ス保雄ハ中野町柏木方ヘ行
一時帰ル糸子午辰本家ヘ行テ糯米陶ヲ為ス明日日本家ニテ餅
搗ヲ為スコト吾家ヨリハ豆腐^(ママ)トテ糸子持行テ呈ス豆腐ハ
此頃一丁三十錢トナレリ而シテ形ハ段々少サクナル今日金
子鳥次郎君ガ吾門前ヘ搬出ノ里芋拾俵ヲ見タリ一俵十貫目
モノ二百円ニテ是ガ二千円ニ売レルト云フ是ガ一反植タル
芋ノ内ヨリ出タルモノ此外ノ残ハ聞カサルモ是丈モ珍値ト
云ヘク夏作丈ニテ此結果此畑ヨリ冬作ノ小麦三俵余モ取レ
ルナラン而モ是迄小作畑一反八九円即十円以下ノ旧値ヲス
トツブ令ニ押ヘラレ其儘今日迄作り居タル故今ハ戦争モ終
リ戦時百出ノ諸規則モ大方廃止ニヨリ各地主共任意小作者
ト協議増収シツ、アリ畑作物高価ハ予カ始テ知ル訳予ガ小^(ママ)
供ノ時ニハ酒一升七八錢今ハ人造酒一升十円位聞取引ハ三
四十円ナリト一般食糧難ニテ悲鳴中在外資金報告先日マツ
カーサ司令ニ因リ在外資産調書提出方ニ付先日茂治ガ大
蔵省ヘ行問合ノ上調書ヲ出スヘク宗三ニ此仕事ヲ為サシム
ルコトトシ此日宗三来リテ調書ヲ作成ス則十六項目ニシテ
予ノ関スルモノハ第七項ニ該当シ則朝鮮鉄道第四新株百株
此出資金壹仟円ヲ記シタリ此同一書七枚ヲ日本銀行ヘ提出

改正
憲法発
布
記念式

スヘク今夜宗三ガ持行コトトス此扣書宗三ヨリ受保存ス認
印ハ宗三ノ小印ヲ用ヒタリ亦満鉄株アルモ此分ハ本社ニ於
テ作製提出ノコトトナレリ此日三時頃ヨリ小雨トナリ夜ニ
及フ
三日(昭和二十一年十一月)曇晴予此朝旭国民学校ヘ行テ改
正憲法発布祝賀式ヘ列シ神藤校長ヨリ之ニ対スル式辞丈ニ
テ散会直ニ退出本家ヘ立寄十一時帰ル午後榮久方ヘ行テ生
籬根元ヘ慳ノ実ヲ蒔キ夫ヨリ小山ノ花子方ヘ行テ秀吉在宅
ニ付引揚者届及戦災者届提出方用帟ヲ渡シ雑談シ六時帰ル
保雄ハ此朝農蚕校ノ式ヘ列シ正午帰リ午辰在家ス此日国民
校来賓トシテ予一人ノミ出張所長モ不参ト云フ有椽目下全
国教員ハ挙テ待遇改善ヲ文相ニ要求中ニモアリ何ヤラ不安
気分見ヘタリ此日天皇陛下ニハ貴族院ニ御臨幸新憲法ヲ公
布ノ勅語ヲ賜リ十一時半宮城ヘ帰ラレ一方貴族院ハ全食堂
ニ衆議院ハ全食堂ニ政府側役員ハ首相官邸食堂ニ開カル、
祝宴ニ列シ万歳ヲ祝シタリト当時ノ総理大臣ハ吉田茂氏ニ
テ本文条章ハ主トシテ國務大臣金森徳次郎ニ成案セシメタ
ルモノ貴衆両院ニ於テ五十余日ノ審議ヲ経茲ニ決定発布ト
ナリタルモノナリ

二十日〔昭和二十一年十一月〕晴予此朝麥電所南山へ行キ小
檜一本ヲ切テ上溝校ヨリ帰途保雄ニ運ハセル是ハ三十三年
忌塔婆ニ用ユルモノ子正午帰リ午后ハ橋本町内会臨時總會
へ行追放令ニ依リ町内会長外役員ノ退職ニ伴ヒ新選ノ件ニ
基キ町規ノ改正ニ及ヒ町規改正ノ為五町内ヨリ二名ツ、起
草委員ヲ定メ廿二日夜ヨリ開始廿九日夜總會ヲ為シ決定ス
ルコトトシ四時散会保雄ト常彦ガ一区ノ委員ニ出ルコトト
ナル茂治ハ此委員長トナルコト子夫ヨリ栄久方へ立寄夕方
帰ル保雄午后サツマ掘ヲ為ス

農地委員選
二十日〔昭和二十一年十二月〕晴予在家十時役場へ農地委員
選挙投票ニ行タルニ一反以下ノ耕作者ハ選挙資格ナキユへ
直ニ帰宅糸子ハ米受ニ保雄ハ在家槓拵ヲ為ス橋本ヨリ地主
側ノ候補者小泉慎一小作側ニハ三岳要蔵ト星野就出テ何レ
モ当選ス

町民税ノコ
二十一日晴時々曇寒氣甚シ予在家熊手作リ始メ保雄農校へ
行四時帰宅糸子医者へ行二時帰ル此時栄久来リ居リ先日ノ
時貸返付アリ公債利子ト差引ニテ此日隣組長ヨリ本年分県
税町税ノ納符書ヲ受ク吾家分県税三百四町税三百九十町ニ
テ合計六百九十町ナリ栄久分ハ二種ニテ六十五町也

通常県会開
會官吏外増
給ノ件
此日神奈川県通常県会開會三千三百万ノ追加予算ヲ提出
ス是ハ官公吏教職員其他ノ人権費ヲ筆頭ニ充テ此内約百十
四万四ハ平塚復興四十八万水道事業六十二万余四トシ歳入
ハ国庫ヨリ二千九百七十万円他ハ県負担ニテ徴税分トナル
今夏以来労働団隊ハ各組合ヲ造リ要求中ニテ月六百四ヲ最
底収入ト目標ニ置キ之ニ応セサレバゼネズ断行ト前置シテ
争論シツ、大部分申出貫通ノ状況ニアリ仮ニ逋信關係ニセ
バ葉書ヲ一円ニセサレバ支出不能ト云咄モ聞キ国鉄モ尚値
上スルト云ヒ石炭ノ生産不足ニテ運転數ヲ減シ目下乗降上
死闘ノモノ尚先ヲ案セラル一方食糧ハ偏在シ山積ノ木炭ハ
動カズ此状況ニ海外ヨリ復員軍人ト同胞何百万ガ毎日帰朝
シ此小国ニ産出スル食糧ニテ分配ニ困ルヘク来リ三月ハ日
本ノ最后ト思ハル、椽一般ニ今ヨリ心配シツ、アル処ナリ
是迄ノ米国ヨリ受タル食糧等ニテ漸ク生活セル次第ユハ尚
マツカーサー元帥ノ厚意ヲ頼ム時ラン昨日新聞ハ用紙難
ノ為メ一般タブロイド型トナリ当分此儘カ然ルニ代金ハ先
日十二月分ト来一二月分迄二十四円集去レリ是新聞社ノ命
令カ或ハ取次人ノ手心カ……

時曲狀況

十三日〔昭和二十二年三月〕晴予在家保雄ハ此朝出テ上京シ

宮城様子
陸下御生活
財産税並ニ
化一般ノ妻ニ

上野ノ美術館ニ開會中ノ春陽会展覽會ヲ見ニ行ク此日ノ新聞ニ見ヘ今昔ノ感ニ堪ヘズ茲ニ寸誌ヲ為ス題ハ陸下モ月給生活ヘ宮城ハ一般ニ開放東京名所ニ新宿御苑トアリ今月十五日納期ノ財産税三十三億四千万円ヲ納付スヘク尚五月三日以降新憲法ニヨリ御手元品ノ外全財産ヲ國ニ供シ以后議會デ定メル皇室費ニヨリ御経世サル、訳誠ニ一大變転ト云ヘシ我々モ此財産税(十万以上ノ財産者)ヲ納メ農地ノ所有一町歩以上ハ買上ラレ一体ニ一町歩ノ地主トナルニ付キ此頃農地委員ハ活動開始ス先祖ガ丹精買集メタル田畑ヲ子孫力受継キ保護増加シタル甲斐ナク一令ノ法文ノ下ニ所置サル、時至リ如何ニ時世ノ變化ト云ナガラ先祖ハ知ラズ我等此時ニ遭フ憾慨無量此日新聞ニ出タル宮城内諸施設物ノ凶ハ切取保存ス予ハ午后小山ノ原利一君方ヘ行松切運方依頼夫ヨリ令人東隣ノ蓮乘院ヘ立寄岡崎秀仁君ト小話シ帰途花子方ニ立寄五時帰宅花子ヘ簡保証ニ通渡シ貯金ノ方ハ局ヘ見セタル上渡スコト保雄夕方東京ヨリ帰宅

二十九日〔昭和二十二年三月〕晴在家十時ヨリ今度改正ノ自治會(元町内會)役員改選ニ付会場柚木清之助方ヘ行テ第一會長正副及隣組長ヲ選舉ス此朝保雄ハ中學校教員達ト茅ヶ

保雄
茅ヶ崎行

自治會
役員選

崎國民校ヘ行ク途ニ町内役員ノ選舉ヲ為スコト此集合ハマツカーサー元帥ノ命ニヨリ教職員ニ対シ指導アル由此日我門前ヨリ南ヘ補装工事ノ為メ測量ス一方坂口ノ辻上ニハ鹿島組(マ)受負ノ工事中ニテコンクリ交セ機モ建設砂石ノ運搬中ナリ此日自治會ノ役員選舉ガ柚木方ニ行ヒ午后當選者発表アリ長ニ矢島常彦副ニ加藤弥吉トナリ第一區組長ハ十八票ニテ保雄トナリ四十二票ノ内是丈投票アリ次点ハ是迄ノ隣組長神田稻吉ニテ十三票ナリキ実ハ此頃會長ニ保雄ト常彦ト副ニハ加藤弥吉カ原乙十ト云フ候補ニセルト聞保雄ハ之ヲ辞スヘク内々幹部ヘ了解ヲ得置タル故此役ハ免レタルモ組長ト意外残念至極ナレトモ止ヲ得サルコト家中ニテ勘念シ出来ル丈勤ムルコト我家ノ手不足ハ一般モ知ラヌトハ云ヘヌ訳ナリ保雄ハ夕方茅ヶ崎町ヨリ帰ル此時砂付生魚ヲ買テ来ル此夜保雄ハ清之助方ヘ行テ新旧役員會ニ列シ十一時帰宅ス

四日〔昭和二十二年四月〕晴予此朝水道布設申込者名簿ヲ造リ往訪ス保雄モ風邪快方ニテ此朝起床シ風間氏以西金子氏迄ノ各家ヘ行カセ水道布設申込ヲ受ケ保雄ハ埋設ノ為土掘ニ出動ス十時大貫長次郎氏来ル地代昨年十一月迄ノ分ヲ取

〔注〕



米人ニ撮影
サル

置タリ午后一時政夫来業ス予二時ヨリ小山ノ花子方ヘ行テ
持行タル割竹〔上図〕ト為ス此時選挙入場券ヲ渡ス秀吉分ハ
小山ノ区長ヨリ受テアリ此時松ノ木代百円受取夕方帰宅朝
ヨリ夕迄南強風アリ此朝予ハ忠嘉君前ノ電柱下ニ立居ル処
ヲ撮影セントス言語不明ノ中ニ写シテ一札シテ南方ヘ走レ
リ此時加藤泰次郎君傍観

〔注〕この図は割竹で植込の柵に用いたものと思われる。

十五日〔昭和二十二年四月〕晴暖気ナレトモ午后冷風アリ予
此朝本家ヘ行雑話正午帰ル午后在家保雄ハ学校ヘ行正午帰
リ又行テ帰途旭校ニ開ク后援会役員会ヘ列シ五時帰ル此夜
配給煙草ノ整理ヲ為ス

六三制ニヨ
ル教育機構
改名改正

今年度ヨリ学制変更ニヨリ男女中学一致シ男女共学トナリ
従来ノ高女モ実業中学ノ称モ廃シ尋常六年ヲ了レバ中学一
年生ニ入り六三制ニテ九ヶ年ノ義務教育ヲ受ルコトトナリ
此為現場ニテ中学生トナル訳従テ学校名モ改マル吾旭国民
学校ハ相模原町旭小学校ト相模原町旭中学校ト二枚ノ校名
ヲ掲ケルコトトナル目下校舍少ナキ為小中ノ区分不可能ナ
レトモ追々改良スルナラン予ハ小学校ヲ国民学校ト改メタ

ル上司ノ行動ヲ疑ヒ居タルガ今ヤ亦元ノ小学校トナル宜ナ
ル哉デアアル大学アリテ中学小学アルハ天理ナリ

十九日〔昭和二十二年六月〕朝小雨忽止十時ヨリ晴始メ午后
久シ振ニテ晴天ヲ仰ク午后南風アリ今迄冷気勝ノ為蚊張ヲ
用ヒサシガ愈使用ノ時至レリ予在家保雄ハ農校ヘ行正午帰

リ午后麦揚及サツマ植ヲ為ス本日政府ハ本年ノ買入小麦
裸麦ノ価格ヲ発表ス大麦一俵ニ付三四五円小麦裸麦同一、

一石当一千五十二円ニテ一俵四五円ナリ故ニ小麦一升ガ

政府買上
小麦裸
馬令薯等
決定

拾円五十二銭ト云高値トナル（明治廿二三年頃ハ小麦ガ一

円ニ二斗五六升ニテ一俵ノ代金二円以下ナリシ予ガ本家ニ

居リ小麦ヲ百二十俵收穫セル時ノ実績ナリ）此日糸子ハ梅

梅農作
大斗五升
小一斗八升

ヲ洗ヒテ上記ノ如ク二口ニ漬込タリ大ノ方ハ一升対塩二合
トシ小ノ方ハ塩ヲ少クセリ目下梅干一ヶ一円ト云相場ナリ

尤モ今使用スル塩代一升六十円ニ梅代ト云訳亦馬令薯ノ買

上代ハ拾貫目当八十七円トナル一坪平均収量二貫目トセバ
一坪十七円余ノ收穫トナル訳

二十日〔昭和二十二年六月〕晴南風予此朝出発步行ニテ川尻

村役場ヘ行キ農地法ニヨリ不在地主土地処分ニ関スル農地
委員会ノ決定ニヨル処分地縦覧方通知ニ応シタル訳而シテ

農地法ニヨ
リ川尻村畑
政府買上ノ
コト
川尻村行

子ノ所有地三筆合計二反六畝五步此買上代金千九拾五四八
十四錢トアリ此所有權移転登記ハ七月二日囑託登記ニ因リ
之ヲ為シ代金ハ現金受取ノコトニ申出置タリ夫ヨリ退出村
田斎次郎前ヲ通リタル故立寄面会夫ヨリ全地郵便局長宅ヲ
訪ヒ代納金ノコトニ付札ヲ述ヘ代納合計三十二四六十七錢
ノ内小池喜太郎氏ヨリ払込アリシ小作料二四、七四、七四ヲ
引テ其不足額ヲ支払テ別ニ寸志トシテ金二十四包ヲ呈シ十
時半退出正午帰宅ス此時衣料品配給方ニ付委員四人集合調
査シ居タリ此夜弥一文一來リ亦之ヲ分配スヘキ抽籤準備ヲ
為ス一人一点ノ割合ニテ十數種ニ亘リ代金亦數段トナリ居
レリ

八日〔昭和二十二年七月〕晴予此朝踏切ノ板野床屋へ行タル
ニ満員ニヨリ丸産へ廻リ夫ヨリ日晴館ノ床屋へ行理髪ス無
毛頭ユヘ総五厘刈ト為セリ此店モ五人先着予ハ其次六人目
ニテ各拾四ツ、ナリ正午帰宅午後二時半迄午睡ヲ為シ夫ヨ
リ麦穂撰ヲ為ス保雄午前農校へ行午後麦穂撰リ及岡ボヘ施
肥ト青木店へ玄米一斗搗上依頼ニ持行此頃馬令諸麦作不良
ノ為日々高値トナリ馬諾^(馬次)一貫目四十円内外ニ白米八百二十
円以上百五十円ニテモ売人ナキ様ニナリ一般心配シ居レリ

諸物価上ル
穀類殊ニ甚

皇族廢止
平民ニ成

九日晴予在家麦穂撰保雄ハ朝ノ内馬令諸掘十時ヨリ学校へ
行二時帰り麦打其他ヲ為昨日政府ハ配給米代ヲ発表ス拾キ
口九十九円ノコト故ニ一キロ九四九十錢ニテ七分搗米一合
一四五十錢位トナル表面一人ニ二合一勺ト極テ實際ハ一合
五勺位其不足分ハ代用品ノ豆ヤ粉類ユヘ一般ニ此不足ヲ暗
買ニテ凌キツ、アリ政府ノ御役人ハ上手ニ消光スル様子正
直者ハ馬鹿ト云諺本当成夕方宮崎氏歌田氏ト来リ泊ル
十五日〔昭和二十二年十月〕晴又曇予在家雑用保雄農校へ行
正午帰り雑用

昨日新憲法ニヨル皇室會議ノ結果天皇陛下ノ外秩父宮高松
宮三笠宮三皇族ノ外十一宮家五十一皇族ハ族稱ヲ廢シ平民
トナリ十四日ヨリ一般人民ノ數ニ加ハリ最高一人百五十万
円以下夫々國家ヨリ賜金ヲ受ケラル、由故ニ各家ハ此金利
ニヨリ新生活ニ入ル訳御氣ノ毒ナルハ梨本宮老父婦^(マ)二人賜
金百五万四広キ屋敷モ過半売却ノ上焼残り茶室ニ御住居今
ヤ七十五歳トテ前途ヲ氣遣ハレツ、消光ノ由実ニ世ノ變リ
方ノ甚シキヲ思ハサルヲ得ナイ此頃天皇陛下ハ信越地方ヲ
ゴム長靴ヲモ御召ニナリ御旅行中ニテ宮廷列車モ用ヒラレ
ズ供奉員モ少數ニ御輕裝ニヨル此變化ノ有様ニモ意外トス

ルモノ多々アリ今昔ヲ稽へ感慨無量……

橋本消防団
費寄付

二十一日〔昭和二十二年十二月〕晴予此朝橋本局へ行夫ヨリ
本家へ行此時茂治ハ財産税ノ内物納ナル株式ヲ大蔵大臣収
得ノ名前替ノモノ三万三千余円ノ調書ヲ造リ厚木税^マ署へ
今ヨリ持行ナリト云へリ予ハ婦リテ亦局へ行一千円ノ預金
ヲ引出ス此内ヨリ橋本消防団費へ五百円寄付ヲ為ス扱者神
田久治へ保雄ヨリ渡サシメタリ保雄ハ学校へ行正午婦リ米
搗其他ヲ為ス此日厚木税^マ署ヨリ財産税追徴ノ通知書到着
ス先二一万一千二百四十円納付ノモノへ四千百十一円九十
銭ヲ来ル一月九日迄ニ納付スヘキコトナルモノ〔要現金〕

小作料農民
組合取扱方

亦高北農民組合小泉慎一名ニテ今年分小作料ハ組合員ノ分
ヲ組合ニ集メ払フ故事ム所へ受取方申出ル様ニト一人別金
額ヲ記シタ表ヲ添へテ郵送アリ之ヲ見ト一反歩当上地五十
円中地四十円下地三十円ニテ算出シタルモノ如此少額ニテ
ハ近頃増徴ノ税ヲ引時ハ地主ハ皆無収ニ帰スル位何ト云フ
馬鹿ナ規模ニテ組合外ノ者ハ記入シテナキモ之レガ一ノ例
トナラン是皆農地法施行ヨリ生スル措置ナレトモ是ガ本来
ノ善政カ子ハ不安トス

三十一日〔昭和二十二年十二月〕晴予在家小作金及地代等収

年末状況

入事務ヲ為ス本年末ハ予ガ監督ノ下ニ保雄ト栄久ニ取扱ハ
セルコトニ云渡置タルニ保雄昨夕ヨリ胃痛ヲ起シ休息シ居
リ栄久ハ畳屋来業ノ為家庭用ニテ不來全部予一人ニテ対談
奔走シ記帳等ヲ為ス殊ニ本年ハ小作権ノ発達ニヨリ小作組
合モ出来之ニ加入者ト非加入者ト両方ニナリ其中間ニ問題
ヲ生シ取引一定セズ一々交渉ヲ要スル有様ナリキ從テ昨年
通込込人ト組合へ払込組合ヨリ払込モアリ橋本分ハ組合事
ム所ナル小泉慎一君方へ取ニ行タルモ堺村相模原分ハ組合
代人田中弥三郎持參セリ兎ニ角一般ニインフレ景氣ニテ百
円札ハ先年ノ一円札ニ比スル価値ユヘ小作料位ハサツマ五
貫目売レバ三百円内外トナル今日何ノ苦ニモ当ラス然ルニ
小作組合ナド出来昨年ハ一反百五十円ノ取引モ三四十円ニ
テ済ムト云小作者利益ニナリ此半面地主ノ權利ハ減少一方
トナレリ時勢ノ変化ニテ為政者ノ政策ニヨルモノナレトモ
如何ノモノカ今ハ餓過ノ状態ナリ以上ハ予ノ小感ノミ
我家ハ予ト保雄ト糸子三人在家シ栄久夫婦及ヒ宣子ト宏紀
ノ四人ハ神社南ノ住宅ニ在リテ一同健全ニテ越年ス此日保
雄ハ胃痛モ時々アリ然ルニ此夜火ノ番ニテ宿ハ南ノ加藤方
へ行テ二回廻ルコトニ為シ婦リテ四時迄二度出タル為カ胃

痛強キ為臥床ス予ハ十一時臥床シ糸子ハ保雄相手及食事等種々作業ス午后本家ヨリ裕文ヲ使ニ歳暮トシテレビール二本トイカ二杯ト小鯛一枚ヲ持来リクレタリ

三十日〔昭和二十三年一月〕晴南風寒冷甚シ予在家保雄ハ農校へ行正午婦リ又行ク歌田サン在宅ス糸子午前丸産会社迄

置業組合設

買物ニ行正午帰宅此日農業組合設置要項書回覧板来リ今迄ノ農業会ハ三月末ニ全国一斉ニ廃止四月一日ヨリ農業組合

ヲ創立シ区域ハ相原、橋本、小山、清新ノ元相原村ノ地域トシ役員ハ理事拾名内組合長及専務理事各一名ト監事三名ト会計ノ外ニ参事ヲ置コト会員ハ二反歩以上耕作者トシ組合費一口金二百円ノ出資トアリ亦二反以下ノモノデモ一年九十日以上耕作従事スル者ハ組合員ノ資格アリ之ハ元ノ村農会ガ産業組合ト合体シ農業会トナリ居リシモノ今回農業組合ト改マル訳ニテ農事会ノ変遷ナルガ人情薄キ今日円満ナル運営ハ六ヶ敷思ハル

労働者ト称シスト流行

十九日〔昭和二十三年三月〕曇予在家保雄ハ学校宿直ヨリ婦リ又学校へ行直ニ婦リ内仕事ヲ為ス歌田サン此朝八王子へ行直ニ婦リ夫ヨリ串川ノ自宅へ行カル此日午前零時ヨリ二十四時間本県地区電通スト決行ニ付橋本局モ一同休業ス近

頃労働階級者一団トナリ賃金増額運動起リ鉄道及全官吏教育者等同様行為ニ移リ政府ト談判ス鉄道ハ一昨日政府ノ案ニ応シタルモ他ハ不服ニテ折合ハズ労働者ハ吾々農民モ労働者ナリ各自覺ノ要アリ

置業組合加人ノコト

十六日〔昭和二十三年十一月〕晴予ハ日誌及出入帳ヲ造ル外

雑用裏木戸手入モ為ス保雄ハ農校へ行テ正午婦リ又行テ榎本守君方へ立寄農業組合へ加入ノコトトシ全氏へ金二百円ノ入金ヲ渡シタリ此日全人ヨリ青木ナヲニ対スル東方界木片付方伝言シ榎本氏モ之ヲ了シタリト此日冬作耕作届ヲ一反歩トシテ予ノ名ニテ出スモノヲ榎本氏ガ役場へ持行カレタリト保雄ヨリ聞タリ此夜保雄ハ農蚕校へ宿直ニ行ク此時小山ニ出火アリ元原喜市郎君ノ后住者ノ居宅及物置等全焼セリト

小山ノ火事

馬令諸植

二十日〔昭和二十四年三月〕晴ナレトモ寒風身ヲサス有様此日々曜予在家保雄ハ朝ヨリ来集ノ習字生ヲ指導シ十一時終了糸子ハ朝ノ内配給米取ニ行キ七キロ五分代二百六十七円八十錢ヲ払ヒ持婦リ夫ヨリ尾沢満次君方へ行テ亡新作初七日墓参ヲ為ス香料二十円ヲ呈シ午後三時婦ル保雄ハ午後ヨリ裏畑へ馬令諸ヲ百五十株ヲ蒔込タリ此日旭小学校講堂ニ

於テ相原地区農地委員会ノ企画ニヨリ農民祭ヲ行フトテ閑
 係地主ヘ招待状ヲ発セラレ予モ之ヲ受タレトモ不愉快ニ付
 出席セズ以下子ノ所感ヲ述ヘントス之ニ関スル人ノ内ニハ
 社会主義者トカ共産主義者トモ思ハル、平素不人望ノ者相
 当居リ我田引水勝手奪収ト思ハル、結果ニ見ユ実ニ地主ヘ
 無断耕地ヲ現小作人其他ヘ割当地主ヘハ七反歩ヲ保有セシ
 ムルモ地主ノ希望ヲ入レズ不便ノ悪地ヲ保有ニ充ル等何タ
 ル処置ゾ我々地主ハ先祖伝来ノ宝ヲ人手ニ任セ処分サル、
 農地法ノ処分ヲ受ル訳ナリ故ニ祭り処分終生忘レ得サル恨
 事件トシテ特記セサルヲ得ス而シテ政府ハ買収地代千円以
 上ハ農地証券ニテ交付ス此証券ハ二十五年ニ完了スルモ
 ノニテ年三分六厘ノ利子ト地代ヲ廿五分シタル元利合計金
 〔記載ノ小札ヲ附シアリ毎年七月一日渡リト為シアリ
 故ニ地主ハ安キ地代ヲ二十五年間ニ取得ル訳ナリ而シテ此
 耕地ノ買上方ハ現在ノ賃貸価格ノ四十八倍ニシテ一反歩ノ
 畑代四百円内外ト云フ案外ノ安値ト云ヘシ此頃稅務署ハ農
 家ヘ対シ耕地一反歩ノ所得ハ諸經費ヲ引タル所得七八千円
 ト見積リ所得ノ申告ヲセヨ若シ之ニ準セサルモノハ追徴ス
 ト予告シツ、アル今日何ト云フ对照ゾヤ此事ニ付橋本ノ委

員ハ地主側トシテ○○○○君小自作側トシテ○○○○小
 作側トシテ○○○○氏等相原地区ニテ相原小山ト新旧合テ
 十五名此内委員長ハ原通一氏ナリ殊ニ橋本小山清新三ヶ所
 ハ都市計画施行地ニ関スル部分ハ畑地ガ四割余モ減リタル
 分ヲ安値ニ買上ラレ今ニ旧反別ノ納稅ヲ為シ居リ雨ニ風ト
 云フ暴ニ会タルト同様大損ハ地主丈ニテ有ル物損ニ帰ス亦
 一面土地ヲ安ク所有ストモ二十五年売買不出来農地トシテ
 責任アル所有者トナリ此先二十五年迄ノ代替リ等ニテ種々
 変化アルヘシ今此永年ニ亘ルコトヲ極ルハ天理ニ反スルモ
 ノト思ハル

町會費

二十八日〔昭和二十四年五月〕曇午后晴予此朝本家ヘ行十時
 帰ル午后榮久方ヘ行テ釘ヲ三種ニ撰別シテ使用上ノ便利ト
 セリ夫ヨリ器物修繕及除草等ヲ為ス夕方榮久横ハマヨリ帰
 宅ス暫時雑談シ夕方帰宅ス保雄朝ヨリ中学ヘ行夕方帰リ此
 夜町内會ノ常會ヘ出席ス本年ハ金子佐一君当役ニ付皆全家
 ヘ行ナリ此時ノ會議ニテ第一区町會費分担額ヲ定メ二十五
 戸ニテ毎月五百円ヲ集ムルコト見立割付トシ最高三十五円
 最底拾四トシ吾家ハ最高ニテ一人次ハ廿五円二十四十五円
 十円ニ夫々定メタリト此金ハ毎月伍長ガ集メ會計役タル吾

第一町内會
 費分担金ノ
 コト

家へ持参スルコト最高三十五円以下毎月五百円集ルコト

九日〔昭和二十四年六月〕雨終日不止予在家此日午后一時頃

警察ノ者来
訪ノコトニ

四十才位ノ男二人来リ警察ノ者ダトテ荷車ノコトニ付問答
ノ上所在ノ車ヲ見テ立去レリ此挙動ニ不審感アリ依テ予ハ

横浜線スト

直ニ橋本駐在ノ北林部長方へ内申ス全妻君ヨリ取次キ方依
頼帰途本家へ立寄此話ヲ為シ四時帰ル此日十一時横浜線モ

従業員ストニ入レリト此為保雄ハ東神奈川駅発荷物車ニ便

乗七時半帰宅電車丈ストセリト此夜中宿へ常会欠席

農地買上対
価一部入

二十六日〔昭和二十四年八月〕曇后チ晴又曇雨尚到ラントス

ル様子予此朝本家へ行夫ヨリ役場へ行テ農地委員会関口書

記ヨリ神と第三八六号農地対価金九六一・五〇錢ヲ受取帰

宅整理ス此金ハ大西ニテ△△へ行タル畑ニ反四畝余ト西

八ケ下九セ十四歩ノ畑(山地)ト其南東ノ山ニ筆一反五セ

余合計五反程ノ開拓地ニ買上ラレタルモノ一反歩百九十余

円トハ余リ度外ニテ悪イ規則ト委員会ノ共産心裡ニヨリ片

付ラル、訳ナリ保雄ハ横ハマへ行キ帰リニ東京へ廻リ堀氏

方へ立寄夜九時帰宅ス此事后聞ス

年末状況

三十一日〔昭和二十四年十二月〕曇予在家保雄糸子雑用保雄

ハ二時出テ原町田へ買物ニ行ク途ニ香福寺へ歳暮トシテ金

三十四包ヲ持行カセル夫ヨリ八木洋服屋へ仕立賃ヲ払テ町

田へ行キ五時帰宅ス此頃不景気風吹ツ、アルモ来ル人皆百

円札ヲ握リ出シテ其内ヨリ支払フト云フ有様ニテ一般ニ有

金セルヲ感セシム地主ハ昨年未迄小作金取立ニテ忙敷カリ

シガ畑ノ買上ニテ僅七反ノ保有地ヲ貸置小作料(是モ反百

五十円内外ノ取引)モ人数モ金モ少ク収入事務減少セリ此

夜栄久来リ箱入新巻鮭ヲ持来ル亦六月十三日用立置タル風

呂桶代用金式千円モ返金シ種々三人ニテ雑話シ十一時過住

宅へ飯レリ此時降雨シ来ル扱一月以来一年ノ間ニハ種々ノ

件モアリシガ我家ハ予ト保雄糸子三人住居モ健康ニテ先不

足ナク通過セルハ全ク幸ヲ感ス亦栄久方モ四人健康ニテ越

年ス此夜十二時ラジヲノ報スル除夜ノ鐘音ヲ聞キ臥床ス

〔注〕

この日記の筆者・相澤菊太郎氏は慶応二年に高座郡橋本村(現

相模原市元橋本)で生れた。氏は明治十八年から逝去された昭

和三十七年まで日記を書きつづけられた。この内、大正十五年

までは「相澤日記」として刊行されている。なお本編に収録し

たのは戦後激動期のごく一部であり、収録文中の〇〇〇〇△

△△は敢て省略したものである。

第三編
昭和
戦後
(二)

第一章 労働 社会状態

第一節 農村 労働問題

三三 神奈川県民主団体協議会活動状況

(表紙)
一九四八・六

神奈川民協

当面の活動の重点

神奈川県民主団体協議会

民協当面の活動の重点

目次

経過並に概況

一 労戦統一の強化促進

二 民主戦線の統一

三 民協強化

四 民協大会開催

五 当面の斗争

1 労働会館獲得

2 各種委員会対策

3 物価値上反対運動

4 食料獲得運動

5 勤労文化対策

六 神奈川民協運営要項

七 綱領

八 資料

経過並に概況

昨年のメーデー決議実行機関として出発以来過去一ケ年に於ける民協（昭和二二、八月 県民大会に於て民協に発展）の足跡は神奈川県に於ける最も輝かしい実績を残し、労働戦線及び民主戦線の統一促進に寄与した成果は目覚ましいものがあつた。

例へば物価引下運動（二二、五）生活協同組合強化運動（二二、

六）社会党激励大会（二二、七）飢餓突破県民大会（二二、八）

東北、関東水害救援運動（二二、八〇九）大山郁夫歓迎講演会

（二二、一一）新協劇団公演（二二、一二）救援食料醸出運動（二

二、八）労農大会（二二、三）共同募金運動（二二、一二〇二

三、三)等の運動を展開し、その他集会の自由運動、檢察の民主化懇談会等を持ち亦地方行政機関の各種委員会に民生委員、区政委員、生活対策委員等の代表を送り込み亦労働会館の獲得等に努力して来た。

この間組織面では主要単産、地区労を中心に生協、女解、労救、借家、自由懇話会、朝連、社、共等県下の主要民主団体が結集し実践力のある活動となつた。

然し乍ら一方間口の広い組織と活動の面を持つた運動は稍々もすると表面的カンパにおち入り、力のある斗争となり得なかつた観が深い。特に反動陣営との接触面が多いため之等との妥協的運動になり勝つたことは注意を要する処であらう。

更に最近の国内情勢は保守勢力の反攻が特に深まり民戦の統一に凡ゆる妨害を加へつゝあるが、総同盟の促□声明が唐突になされた様に反動陣営からの分裂戦術が具体的に現われつゝある現況である。

併しこれらの反攻にもかかわらず、国際的、国内的客観情勢は必然的に労働、民戦の統一方向に拍車をかけ遂に労働の統一は(県労)準備として現れ、また最近の物価高に依る労働者の生活は一日と窮迫し民主戦線の統一に必然的情勢をもたらしている。

一 労働統一の強化促進

民主勢力の中核体である労働組合が最近急ピッチを上げて来た資本攻勢に対して統一ある力を結集して、一大斗争の機にあるが、従来各種の共斗機関が夫々の立場で斗争を行ひ真に統一ある斗争に結集出来なかつたうらみがあつたが、たゞ六月初め、全自の提案により労働統一懇談会がもたれ、席上特に各種共斗機関の整理強化が叫ばれ、基本方針として各単産の強化、斗争組織、県労働の統一が申合され、その後この線に沿つて着々準備が進行し具体化されつゝある。

既に労働統一の声は永い間労働階級の叫びとなつてゐるが、こゝに始めて具体化の一步がふみ出されたことは重要な意義を持つと同時に我々は凡ゆる力をこゝに結集してその前進を促進しなければならぬ。

二 民主戦線の統一

最近の資本攻勢は国際的様相を表面化し、国内的には凡ゆる戦術を用いて科学的な幅広い攻撃に出て来ている。

これに対するに民戦側の情況は、組織労働者を中心とする、農民市民との提携による民主民族戦線の統一結成が強く叫ばれているが、必ずしも満足すべき成果を上げていない。

三 民協強化

然るに国内的一般情勢は四〇〇億と云う厩天子算を中心とする特別会計を含めれば一兆を越すインフレは急速に発展し恐慌のきざしがありありと見えてきた。失業の増大が急速にくるであろう。亡国員并^(ママ)芦田内閣の反人民政策によつて働く者の生活は根底から覆えされ 物価の値上りに依り家庭経済は吹飛ばされ、窮地のドン底につき落されついにこの中から人民のいかりが爆発し、台所から路上から戦場から畑から芦田亡国内閣打倒の声となつて現われている。

これらの下から燃え上つた労働市民の声を我々は急速に結集して一大斗争を巻き起さなければならない。

特に人民斗争の前衛として立上つた国鉄労組横浜支部の運賃値上反対ストは電産を中心とする電気瓦斯税反対運動、市電値上反対運動の地方□力への斗争とあわせて今後の発展に重大な意義をもつている。

これらの労働組合を中核とした労働市民の斗争は凡ゆる面で新たな発展を示す段階にある。

従つて我々はこの斗争を通じて民主戦線の統一結成に全力を尽す時が来ている。

2 各種委員会対策

3 獲得運動の下部徹底と大衆化

2 各団体の交渉対策

1 交渉委員団の結成

ハ 新興クラブ獲得の積極化

ロ 労働会館建設の具体策

イ 県、市当局の労働会館建設計画に対する具体策

1 労働会館獲得運動

五 当面の斗争

ハ 当面の斗争

ロ 基本方針

イ 経過報告並各団体情況報告

3 議題

2 日時は七月二十一日一〇時(場所未定)

1 一週年の決算として民協大会を開催する

四 民協大会開催について

3 農民、市民、学生各組織への働きかけと地区毎の民協組織

2 県労との組織的連係並に各共斗機関の整理強化

1 民協統一の客観的情勢に基いて民協の強化を促進する